

ふかえりのわくわくFP通信

ちょっと気になる「資産運用」「保険」「年金」などお金についての話題をお届けします。

保険料控除証明書は

お手元に届いていますか？

保険料控除証明書は年末調整や確定申告に必要になります。再発行には時間がかかることがあります。もしお手元にない場合には早めにご連絡ください。

また、各保険会社のホームページから再発行の依頼ができますので、この機会に社名をクリックし、[マイページ](#)の登録をして下さいね。

いろいろなサービスが受けられ、利用しない手はないと思います。

このところ、円安の影響もあり物価高のニュースにウンザリしますね。

出ていくお金が増えるなら、少しでも入ってくるお金や戻ってくるお金も増やしましょう。

生命保険料控除もその一つ。

所得税が少しでも戻ってきたら、嬉しいですよ。

小さなことを積み重ねていくことが大切。

生命保険を賢く利用してほしいです！

保険とどう付き合うかで人生のお金が大きく違うことを64歳の私は体感しています。

いつでもアドバイスしますね。

お気軽にご連絡下さい。

高齢者、負担増へ



日本の社会保障制度は高齢者に手厚いと言われていますがこれからは少し変わっていくかもしれません。

75歳以上医療費2割負担に

10月から課税所得28万円以上かつ年金などの収入が一定以上（単身者：200万円以上、複数世帯：320万円以上）の約370万人（全体の約20%）が対象になります。

出産育児一時金、75歳以上も負担を検討

現在42万円の出産育児一時金を政府は大幅に増額する考えです。一時金は原則、現役世代が負担している健康保険、国民健康保険からまかなわれていることに対し、厚生労働省の審議会では、「現役世代だけでなく高齢者も含めた全世代で負担すべき」という意見が多く出たようです。

介護の給付・負担も見直しに

介護保険についても見直しが始まりました。介護給付費は制度が始まった2000年の3倍の10兆円超に。一定の所得がある人の負担を2割、3割に、要介護認定1、2の人の給付の見直し、多床室（相部屋）の室料負担などが見直しの検討に入っています。

少子高齢化によって変わっていく制度を見据えて準備をしていく必要がありますね。



「みらいのお金クリニック」
アルシアコンサルティング株式会社
深川 恵理子

〒251-0023 神奈川県藤沢市鵜沼花沢町2-3PHビル2階
TEL 0466-54-8417 CALL 090-8437-5259

[HP click](#)◀ [Blog click](#)◀ [LINE friend](#)◀ [Twitter follow](#)◀

いい みらい 11月30日は年金の日です！



そこで今月は誕生日に届く年金定期便から簡単に自分の年金額見込を見る方法をご紹介します。

この方法は今年4月の年金定期便からできるようになっています。誕生日がまだの方は今年度の年金定期便が来たら是非確認してみましょう。

まずは年金定期便を開き右下のQRコードを読み込みます。

令和4年度「ねんきん定期便」50歳未満の方(表)

生年月日を入力すると現在の加入状況を基に60歳まで就労し65歳から受給した場合の見込年金額が表示されます。

ここで今後の年収額や就労年齢、受給開始年齢を変えるとグラフが変わります。

年収が同じでも就労年齢や受給開始年齢を変えるとグラフが変わります。例えば受給開始年齢を75歳にすると受給額は約1.8倍になることがわかります。

下にスクロールすると働き方・暮らし方の入力欄があります。

ここでは例えば60歳までは会社員、その後は自営の場合、とか30歳までは会社員、その後は専業主婦になった場合、など年金種類と加入期間による違いを確認することができます。

年収、加入する年金の種類、保険料を払う期間、受給開始年齢、によって年金額が変わることが視覚的に把握できるのはわかりやすいですね。

スマホひとつで将来の年金額の目安がわかれば老後資金の準備も具体的に考えやすくなるのではないのでしょうか？

具体的に自分の場合はどのように準備すればよいか確認したい方はお気軽にご連絡下さい。